

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について

ガイドラインの位置づけ

地方公共団体における情報セキュリティは、各団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保するべきものであり、情報セキュリティポリシーは各団体が組織の実態に応じて策定するものである。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)」は、各団体が情報セキュリティポリシーを策定する際の参考となるよう情報セキュリティポリシーの考え方や内容を解説するとともに構成や例文を示したものである。

改定の背景

本件は、前回改定時(平成27年3月)以降の自治体情報セキュリティ対策検討チームの報告や「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定等を踏まえて、今般、改定を実施するものである。

参考文献

- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)
- 府省庁対策基準策定のためのガイドライン(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)
- 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について～自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告～(総務省)
- その他関係法令や通知など

検討組織

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定に向けて、専門家へのヒアリング(平成30年2月、3月)及び検討会(平成30年8月)を実施。

主な改定内容

- 利活用しやすいように本ガイドラインを「総則」「例文」「解説」「付録」の4編構成に変更
- 自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化にあたり、マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系において、情報システム全体の強靱性向上(強靱化)を講じることについて記載
- マイナンバー利用事務系ではパスワード認証、生体認証、スマートカード認証等から複数の認証を用いる多要素認証を実施しなければならないことについて記載
- 多要素認証において、認証情報を適切に管理し、認証情報の不正利用の防止をしなければならないことについて記載
- 情報セキュリティインシデントへの対処として、CSIRTの設置・役割について記載
- 本ガイドラインの改定内容を踏まえ「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」についても所要の改定を実施